

生活行為向上マネジメント推進協力校認定申請書の要件に関する Q&A

申請書に関して、最近いくつか頂いたお問い合わせにつきまして、Q&A を作成しました。今後も頂いたお問い合わせについて、内容によって追加させていただきます。

1. 専任教員の要件

専任教員 6 名以上在籍・全員が日本作業療法士協会・都道府県作業療法士会の会員であること

→協会非会員の教員がいる場合はこの要件に該当しません。学科の全員が日本作業療法士協会かつ都道府県作業療法士会の会員であることが必要です。

2. 都道府県作業療法士会主催の MTDLP 研修会に協力していること

一昨年度・昨年度実績として下記①～③のうち 1 つ以上を行っていることが必要です。

①MTDLP 研修会の会場を提供している

②MTDLP 研修会の講師・ファシリテーターとして協力している

③MTDLP 研修会の事務・運営に協力している

この項目は、養成校として所在地の都道府県士会の MTDLP 普及・啓発・推進に協力していることを求めるものです。そのため、協会主催の研修会への協力は対象となりません。以下の内容も含めることができます。ただし、教員個人としてではなく養成校として協力していること（学科責任者の了解を得ていること）とします。

これらについては、実績が分かる資料を添付して下さい。

・研修会運営への協力として、オンラインでの講師や世話人や助手：オンラインのホストなどのスタッフ協力を行っている。

・卒業生対象の MTDLP に関連した勉強会を開催しており、MTDLP 基礎研修会の受講を促している。

・都道府県臨床実習指導者講習会で、MTDLP に関する講義 6・演習 6-1 の講師を担当している。

・養成校の所在地がある都道府県士会における MTDLP 普及のための研修会などに講師や事務運営に協力している。

3. 強化校の条件に「特筆すべき内容の MTDLP 教育を行っており、その内容や成果を他養成校へ伝えることができる」とあります。また、規定細則（5 ページ）に、その内容や成果を他の作業療法士学校養成施設へ伝えるべく学会等で発表していること、としています。

現在年 4 回開催している MTDLP 推進協力校連絡会の中で、それらの取り組みをプレゼンテーションして頂くことも「学会等で発表していること」として認めています。